府中市告示第12号

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の６第１項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第１０条の６第２項の規定に基づき準用される第１０条の２第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年１月２９日
府中市長　高　野　律　雄

１　区域及び面積
別紙及び位置図のとおり

別紙

特定生産緑地（府中市）の解除

生産緑地地区番号	位　　置	面　　積
138	府中市押立町五丁目地内	約　　710　㎡

「区域は位置図表示のとおり」

特定生産緑地　（府中市）　位置図

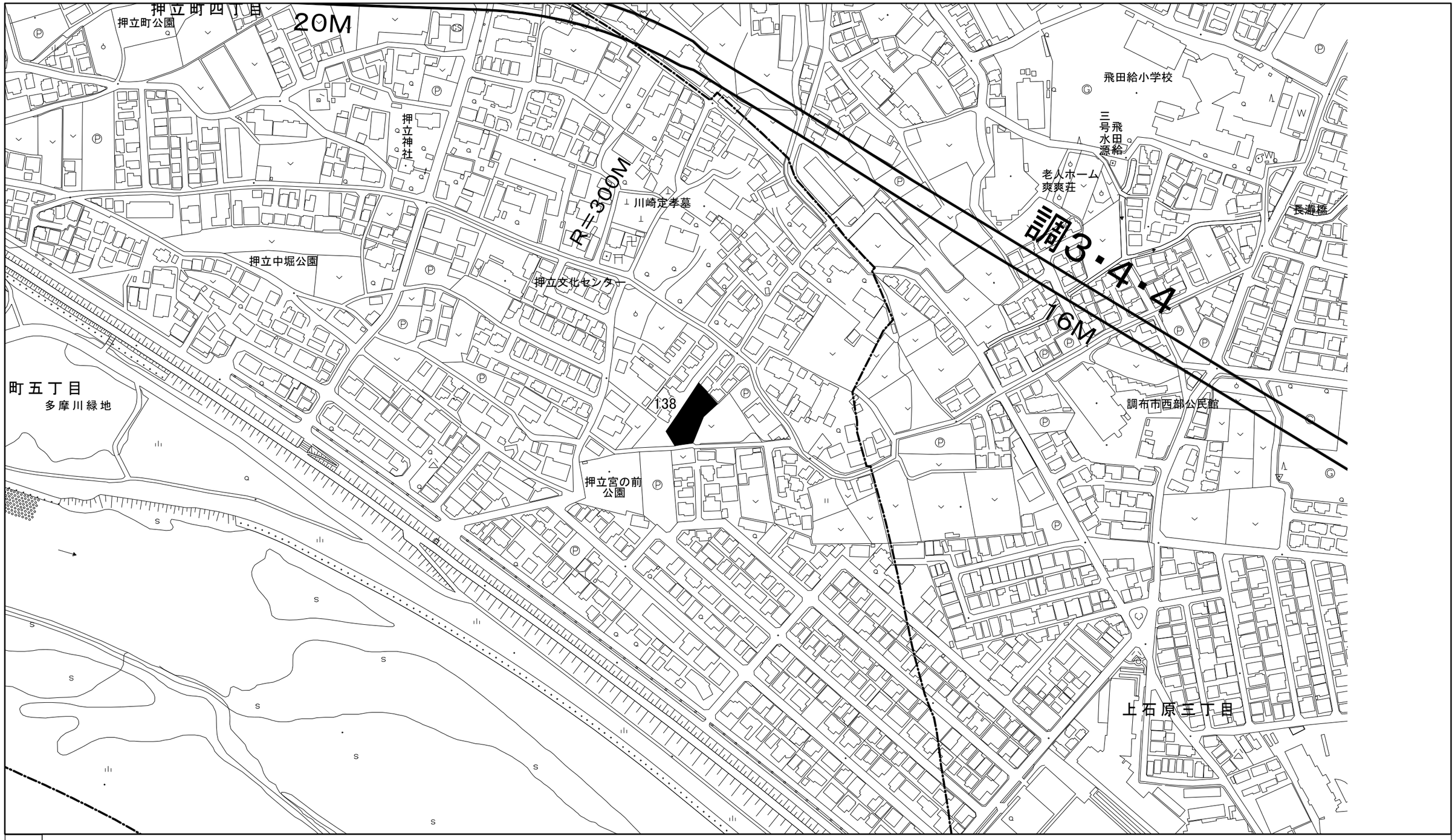

凡例

■ 特定生産緑地　指定解除区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）6都市基交著第16号　令和6年5月30日
（承認番号）6都市基街都第6号　令和6年4月15日

令和７年１月

0　25　50　100　150　200 m

1:2,500